

## 小浜市木質バイオマス利用機器設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、木質バイオマス利用による林業の振興を図るため、市内の住宅等への木質バイオマス利用機器の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)住宅等 個人住宅、店舗、事務所、作業場その他これらに類するものをいう。
- (2)木質ペレット 間伐材、林地残材、製材時の端材等を粉砕し、乾燥し、圧縮および成型した木質の固形燃料をいう。
- (3)薪ストーブ等 薪を燃料に使用するストーブ、ボイラーおよび窯をいう。
- (4)ペレットストーブ等 木質ペレットを燃料に使用するストーブおよびボイラーをいう。
- (5)木質バイオマス利用機器 薪ストーブ等およびペレットストーブ等をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1)市内に住宅等を有する者、または新たに建築しようとする者。
- (2)納期の到来している市税その他の市の徴収金に滞納がないこと。
- (3)過去にこの告示による補助金の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、個人で申請する場合にあっては、同一世帯において過去に当該補助金の交付を受けたことがないこと。
- (4)木質バイオマス利用機器導入後1年の間に小浜市産の薪を2 m<sup>3</sup>以上または木質ペレットを300 kg以上使用すること。ただし、ストーブの導入時期などの都合で1年の間での使用が難しいと判断される場合はこの限りではない。

### (補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費および補助率等は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率等
木質バイオマス利用機器および煙突その他の必要な附帯資材の購入並びに設置に係る経費。ただし1台分の経費に限る。	3分の1以内とし、10万円を上限とする。

2 補助金額の算出にあたり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金額)

第5条 この要綱に定める補助金の交付金額は、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、小浜市木質バイオマス利用機器設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 個人情報の取り扱いに関する同意書(様式第4号)
- (4) 設置に要する費用の内訳が記載された見積書等の写し
- (5) 設計図および導入機器のカタログ、仕様書等
- (6) 設置建物の位置図
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた者は、補助対象となった木質バイオマス利用機器の耐用年数が経過するまでは、市長の承認を受けずに、当該機器をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付または担保に供してはならない。
- (2) 木質バイオマス利用機器の設置および使用にあたっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令を遵守し、火災予防上の安全を確保すること。
- (3) 煙突の設置にあたっては、建物の構造を貫通する部分および屋外部分が二重断熱構造(薪ボイラーにあつては、二重断熱構造または一重構造)であることとし、その使用による煙の発生により、近隣住宅等の迷惑とならないように留意すること。

(交付の決定)

第8条 市長は、第6条の規定による交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金交付を決定し、小浜市木質バイオマス利用機器設置補助金交付決定通知書(様式5号)をもって申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更、中止もしくは廃止の承認)

第9条 交付決定者は、補助事業の内容もしくは経費配分の変更(軽微な変更を除く。)または中止(以下「内容変更等」という。)しようとするときは、小浜市木質バイオマス利用機器設置補助金変更・中止申請書(様式6号)を市長に提出して承認を受けなければならない。

らない。

- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等に基づき、内容変更等を承認する場合は、小浜市木質バイオマス利用機器設置補助金変更・中止承認通知書（様式7号）により補助対象者に通知するものとする。

#### （設置完了報告）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して1カ月以内または年度内に小浜市木質バイオマス利用機器設置補助金設置完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第9号）
- (2) 設置費の詳細が分かる書類（設置に係る領収書の写し）
- (3) 設置工事着手前の機器本体の設置箇所および住宅等の外観のカラー写真（住宅等を新築する場合は不要）
- (4) 設置工事後の機器本体の設置箇所および煙突の写った住宅等の外観のカラー写真

#### （補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の完了実績報告書の提出を受けたときは、交付する補助金の額を確定し、小浜市木質バイオマス利用機器設置補助金交付確定通知書（様式第10号）により、当該完了実績報告書を提出した者に通知するものとする。ただし、確定額が第8条により通知した金額と同額の場合は、確定した旨の通知を省略することができる。

#### （補助金交付請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、小浜市木質バイオマス利用機器設置補助金交付請求書（様式第11号）に交付決定および額の確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、確定通知がされていない場合は交付決定通知書の写しのみの提出とする。

#### （薪利用の報告）

第13条 導入後の小浜市産の薪の利用状況については、小浜市木質バイオマス利用機器設置補助金薪利用報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 薪または薪用原木を購入する場合：購入時の領収書など購入量分かる書類
- (2) 薪を自ら生産する場合：薪用原木を伐採した場所の位置図および薪生産（薪割り）の際の写真

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとし、小浜市木質バイオマス利用機器設置補助金交付決定取消通知書(様式13号)により、補助対象者に通利するものとする。

(1)虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて小浜市木質バイオマス利用機器設置補助金返還命令通知書(様式14号)により補助対象者に通知するものとする。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。